

平成27年度兵庫6次産業化プランナー公募要項

1 目的

ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「協議会」という。）では、協議会が定める「6次産業化プランナー設置要綱」に基づき、6次産業化等に取り組む農林漁業者等を支援する人材として「6次産業化プランナー」を以下により募集します。

2 主な業務内容

6次産業化プランナーは、兵庫6次産業化サポートセンターである協議会からの依頼に基づき、次の業務を行います。

- (1) 6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営の発展段階に即した課題の解決に向けた個別相談
- (2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポートや当該認定後のフォローアップ
- (3) 協議会が企画、開催する実践研修会及び交流会での講師など

3 応募資格

プランナーに応募しようとする者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たしていることとします。

(1) 学識要件

以下の分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について専門的知見を有していること。

<6次産業化プランナーに係る専門分野>

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ① 農林水産物の生産技術 | ⑬ 補助事業の情報収集 |
| ② 農林水産物の加工技術 | ⑭ 他事業者とのネットワーク |
| ③ 新商品企画の情報収集・分析 | ⑮ 法令 |
| ④ 新商品企画 | ⑯ 宗教（ハラール認定取得等） |
| ⑤ 新商品の商品設計 | ⑰ 輸出 |
| ⑥ 新商品の販路開拓 | ⑱ 経営管理 |
| ⑦ 広告・宣伝 | ⑲ 資金調達 |
| ⑧ ブランディング | ⑳ 6次産業化事業体の設立 |
| ⑨ 品質管理 | ㉑ 雇用・人材育成 |
| ⑩ 生産管理 | ㉒ その他（知的財産、IT等） |
| ⑪ 小売 | |
| ⑫ サービスの提供 | |

(2) 経験要件

6次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあり一定の成果をあげていること。または、それと同等の経験を有していること。

(3) コミュニケーション能力要件

以下の要件を全て満たしていること。

- ① 6次産業化に関係する分野の人物、機関等との連携が可能なこと。
- ② 6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な指導・助言をする能力を有すること。

4 業務実施要件等

(1) 業務実施場所

原則、県内で、協議会が指定する場所に派遣します。ただし、協議会が必要と認める場合は、県外に派遣することがあります。

(2) 登録期間

プランナー登録日から平成28年3月31日 までとします。

(3) 謝金等

- ① 1時間当たり7,100円を支払います。
- ② 協議会の定める基準により旅費を支給します。

※ 応募者の移動拠点となる住所が兵庫県から離れており、旅費が高額になることが懸念される場合は、応募をお断りすることがありますのでご了承ください。

5 選定方法

- (1) 書類審査及び面接審査（面接の日時、場所は後日連絡）を行い、「兵庫6次産業化プランナー選定委員会」において6次産業化プランナーを選定します。
- (2) 選定結果については、選定委員会における選定が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知します。
- (3) プランナーの選定に係る経過、選定結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

6 応募方法

- (1) 応募に当たっては、事前に次の事項をご確認ください。
 - ① 個人情報等に関する秘密保持について厳守いただきます。
 - ② 6次産業化プランナーとして活動するには協議会からの依頼が必要であり、登録されても必ずしも業務の依頼があるとは限りません。
 - ③ 6次産業化プランナーとしての取組みについて、派遣先に満足度調査を行うとともに

に、協議会が評価を行いません。また、必要に応じて協議会が派遣先へその取組みについて確認や関係者への調査を行うことがあります。

- ④ 6次産業化プランナーの学識や経験をより広く周知するため、氏名、専門分野等を公表することがあります。
- ⑤ 応募内容に虚偽が認められた場合、その応募に基づく選定結果は無効となります。

(2) 応募は自薦によるものとし、以下の応募書類に必要事項を記入の上、下記により提出してください。

なお、封筒には「兵庫6次産業化プランナー応募書類在中」と記載してください。提出された応募書類は返却いたしません。また、応募に要する費用(書類作成費、交通費、郵送料等)はすべて応募者の負担とします。

① 応募書類

6次産業化プランナー選定申請書(6次産業化プランナー設置要綱 別紙様式1)

② 応募部数

2部

③ 応募期間

平成27年6月15日(月)から平成27年7月6日(月) 17時00分(必着)

④ 応募方法

郵送又はご持参ください。

なお、ご持参いただく場合の受付時間帯は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分までとします。

⑤ 応募及びお問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県庁農政環境部消費流通課内 ひょうごの美味し風土拡大協議会

電話：078-362-3442(直通) FAX:078-362-4276

e-mail: shohiryutsu_07@pref.hyogo.lg.jp

担当：松本、大上

7 スケジュール(予定)

6月15日(月) 応募受付開始

7月6日(月) 応募受付終了

7月中旬頃 書類確認・面接

8月下旬頃 プランナー選定・登録

8 個人情報の管理

個人情報については、適切に管理し、本件の利用目的以外には使用、開示いたしません。